

～ 資料編 ～

別表-I-1 毎日検査の内容

記号	水質検査項目	評 価	検査頻度
毎1	色	異常でないこと	毎日(365日)一回
毎2	濁り	異常でないこと	毎日(365日)一回
毎3	消毒の残留効果	0.1mg/L以上(残留塩素)	毎日(365日)一回
参考	あじ	異常でないこと	毎日(365日)一回
参考	水温	異常な変化がないこと	毎日(365日)一回

別表 I - 2 水質基準項目検査の内容

	項目名	水質基準値	検査方法
1	一般細菌	100 個/ml 以下	標準寒天培地法
2	大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l 以下	還元気化-原子吸光光度法
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l 以下	ICP-MS 法
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l 以下	ICP-MS 法
8	六価クロム化合物	0.02mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法、流路型吸光光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
14	四塩化炭素	0.002mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
17	ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
20	ベンゼン	0.01mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
22	クロロ酢酸	0.02mg/l 以下	溶媒抽出-GC-MS 法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
23	クロロホルム	0.06mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	溶媒抽出-GC-MS 法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
26	臭素酸	0.01mg/l 以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法
27	総トリハロメタン	0.1mg/l 以下	パーシットラップ GC-MS 法
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l 以下	溶媒抽出-GC-MS 法、液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法

29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l 以下	パージトラップ GC-MS 法
30	プロモホルム	0.09mg/l 以下	パージトラップ GC-MS 法
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l 以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS 法
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l 以下	ICP 法
35	銅及びその化合物	1.0mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン類)法
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l 以下	ICP 法、ICP-MS 法
38	塩化物イオン	200mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陰イオン類)法
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l 以下	イオンクロマトグラフ(陽イオン類)法
40	蒸発残留物	500mg/l 以下	重量法
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l 以下	固相抽出-HPLC 法、流路型吸光光度法
42	ジエオシン	0.00001mg/l 以下	パージトラップ GC-MS 法
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l 以下	パージトラップ GC-MS 法
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l 以下	固相抽出-吸光光度法、固相抽出-高速液体クロマトグラフ法
45	フェノール類	0.005mg/l 以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS 法、固相抽出-液体クロマトグラフ質量分析法
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l 以下	全有機炭素計測定法
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法
48	味	異常でないこと	官能法
49	臭気	異常でないこと	官能法
50	色度	5 度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法
51	濁度	2 度以下	透過光測定法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法、

別表I-3 水質管理目標設定項目検査の内容

記号	項目	基準
目1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下で、あること。
目2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下で、あること。(暫定)
目3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02 mg/L以下であること。
目4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下であること。
目5	トルエン	0.4mg/L以下
目6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L以下であること。
目7	亜塩素酸	0.6mg/L以下であること。
目8	二酸化塩素	0.6mg/L以下であること。
目9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L以下であること。(暫定)
目10	抱水クロラール	0.02mg/L以下で、あること。(暫定)
目11	農薬類	検出値と目標値の比の和、1以下
目12	残留塩素	1mg/L以下であること。
目13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L～100mg/L以下
目14	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下
目15	遊離炭酸	20mg/L以下であること。
目16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下で、あること。
目17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下で、あること。
目18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下で、あること。
目19	臭気強度(TON)	3mg/L以下であること
目20	蒸発残留物	30mg/L～200mg/L以下
目21	濁度	1度以下
目22	pH値	7.5程度
目23	ランゲリア指数(腐食性)	-1程度以上とし、極力0に近づける。
目24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下であること。(暫定)
目25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
目26	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下
目27	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	和として0.00005mg/L以下(暫定)

※目12,13,14,20,21,22及び26の7項目は基準項目と重複します。

※上記の内、目1,2,3,6,9,10,15,16,18,19,23,24の検査を実施します。